

政権交代後の実績について(第1版)

(厚生労働省関係)

平成22年4月21日

子ども関係施策の実績について

項目	実績・見込み
<p>○「子ども手当」の支給 ・月額13,000円 6月より支給開始</p>	
<p>○家庭的保育事業(保育ママ等)の更なる普及・促進 ・22年度から事業を法定化 ・市町村長が実施する研修を修了すれば保育士の資格を持たない者でも家庭的保育者となれるようにする</p>	<p>見込み:0.3万人※H21見込み →1.9万人※H26 (子ども子育てビジョンより)</p>
<p>○国民健康保険料の滞納にかかわらず一定の窓口負担で医療を受けることができる子どもの範囲の拡大 ・「中学生以下」→「高校生世代以下」 (今国会に法案提出。22年7月施行予定。)</p>	<p>新たに対象となる子ども:10,647人 ※21年9月時点</p>
<p>○待機児童解消のための保育所整備の促進 ・子ども・子育てビジョンに基づき、今後5年間で計画的な整備を推進</p>	<p>過去は定員年平均2万人増 → 今後は年平均5万人増 平日昼間の保育サービスの定員 H21見込 215万人→ H26 241万人</p>
<p>○現在対象となっていない父子家庭に児童扶養手当を支給 (今国会に法案提出。22年8月施行予定。)</p>	<p>所要額150億円(国庫満年度) 児童一人(月額)=41,720円(全部支給の場合)</p>
<p>○次世代育成支援対策の総合的な推進 ・1月29日に設置された「子ども・子育て新システム検討会議」において、幼保一体化を含めた新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築について議論中。</p>	<p>平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出。</p>

医療関係施策の実績について①

項目	実績・見込み
<p>○診療報酬の大幅改定(22年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急・産科・小児科・外科等を重点的に評価 病院勤務医の負担軽減を重点的に評価 急性期病院と後方病院、病院と診療所、医療と介護などの連携・ネットワークの構築を重点的に評価 中小病院の再診料の増点(60点→69点) 診療時間外でも患者からの問い合わせに対応する診療所の加算(3点)を創設 診療明細書の原則無料発行を義務化 	<p>10年ぶりのネットプラス改定※22年4月～ 診療報酬本体約5,700億円(前回改定の約4倍)</p> <p>○改定のセールスポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 産科、小児科、救急医療の充実 ハイリスク分娩、NICU、NICU後方病床、急性期入院医療に関する評価等 手術料の引き上げ 難易度の高い手術の点数を30～50%引き上げ 勤務医の負担軽減 医療クランク、看護補助者の配置の充実等 地域の連携の強化 開業医が夜間休日外来を手助けすることを評価、後方病床機能としての有床診療所の評価等 がん医療の充実 化学療法、放射線療法の評価、がん患者リハビリテーション料の評価等
<p>○医療保険制度の安定的な運営を図るため、保険料上昇を抑制(今国会に法案提出)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村国保の財政支援措置の4年間の延長 協会けんぽの国庫補助割合の引上げ(13.0%→16.4%)等 	<p>法案による保険料上昇抑制効果</p> <p>市町村国保：世帯平均年間約1.2万円 協会けんぽ：労使計で年間2.1万円 高齢者：年間平均約2.1万円</p>
<p>○医師確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師養成を拡充するため、医学部定員を拡充 22年度、地域ごとの医師確保の目標を明確化するため、都道府県を通じて、診療科ごと・地域ごとの不足医師数・必要医師数、雇用形態等を調査し、地域の医師不足の実態を把握(夏過ぎに公表) 	<p>22年度の医学部定員：8,846名 21年度(過去最大規模)より360名増</p>

医療関係施策の実績について②

項目

実績・見込み

○後期高齢者医療廃止後の新たな制度の検討

大臣の主宰による「高齢者医療改革会議」を開催。
以下の6つの原則を示し、検討を進めている。

- ① 後期高齢者医療制度は廃止する
- ② マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する。
- ③ 後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする
- ④ 市町村国保などの負担増に十分配慮する
- ⑤ 高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする
- ⑥ 市町村国保の広域化につながる見直しを行う

- ・ 本年4月から後期高齢者医療制度に連動した75歳以上の診療報酬項目を廃止

(17項目)

<高齢者医療制度改革会議について>

これまで5回開催

次回(5/17)は有識者からのヒアリングを予定

(今後の主なスケジュール)

- ・ 今年の夏には、その骨格を取りまとめた上で、本年末を目途に最終的な取りまとめ
- ・ 来年の通常国会に法案を提出。平成25年4月目途に施行。
※ 意識調査や公聴会も実施

○新型インフルエンザ対策

- ・ 健康危機管理として、ワクチン接種を含め、総合的な対策を実施
- ・ 新型インフルエンザワクチン接種を契機として、平成21年12月から、予防接種施策全般について抜本的議論を開始
- ・ 新型インフルエンザワクチン生産体制整備事業の開始

- ・ 平成21年10月からワクチン接種を開始し、臨時国会で健康被害救済に係る特別措置法を提出、成立
- ・ 死亡率は10万人あたり0.15と低水準
- ・ 有識者による会議を設置し、今回の対策の総括に向けた議論を開始
- ・ 今通常国会に、新たな臨時接種の枠組を設ける「予防接種法等改正法案」を提出
- ・ 生産体制整備事業選定のための評価委員会の設置・開催

医療関係施策の実績について③

項目	実績・見込み
<p>○肝炎総合対策</p> <ul style="list-style-type: none">平成22年度予算において肝炎医療費助成を拡充（H21 129億円→H22 180億円）平成21年秋の臨時国会において、「肝炎対策基本法」が成立（22年1月施行）	<p>自己負担限度額を原則1万円（上位所得階層／2万円）に B型肝炎の核酸アナログ治療の助成開始</p> <ul style="list-style-type: none">今後、肝炎対策基本法に基づく肝炎対策推進協議会を開催し、肝炎対策基本指針を策定予定
<p>○原子爆弾被爆者援護対策</p> <ul style="list-style-type: none">平成21年12月1日、「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律（「基金法」）が成立。附則において、「政府は原爆症認定制度の在り方について検討し、必要な措置を講ずる」旨規定。平成22年1月14日、被団協・原告団・弁護団と厚生労働大臣との定期協議（第1回）を開催。大臣から被爆者援護法改正の検討の必要性を表明	<p>○今後、基金法附則を踏まえて、新たな原爆症認定制度の創設に向けた検討を進める。</p>

医療関係施策の実績について④

項目	実績・見込み
<p>○難治性疾患対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 難治性疾患対策の着実な推進 難治性疾患対策全体の在り方について難病対策委員会や省内横断的に設置された「新たな難治性疾患対策の在り方検討チーム」において検討 	<p>○ <u>難治性疾患対策の着実な推進</u> 【特定疾患治療研究事業（医療費助成）受給者証交付件数数】</p> <ul style="list-style-type: none"> H20年度 約64万7千件 <p>【予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 難治性疾患克服研究事業 H22年度100億円←H 2 1 年度100億円 特定疾患治療研究事業（医療費助成） H22年度275億円 ←H21年度261億円（補正予算を含む。） <p>○ <u>難治性疾患対策の在り方について検討</u> 【難病対策委員会の直近の開催状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> H21. 7/30、H22. 2 /15 <p>【「新たな難治性疾患対策の在り方検討チーム」の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> H22. 4 /27（予定）
<p>○たばこ税</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税率を引上げ 	<p>平成22年度、<u>1本当たり3.5円</u>の税率引上げ（価格上昇は5円程度）。</p>

医療・介護関係施策の実績について①

項目

○医療・介護分野の就業者の増加

【考えられる要因】

(介護分野)

- ・賃金 月24,000円程度の処遇改善を実施済

21年度介護報酬+3%改定により介護従事者9,000円の賃金引上げ。
介護職員処遇改善交付金により介護職員15,000円の賃上げ見込み。

- ・ハローワークに設置された福祉人材コーナー等における職業紹介の実施や、働きながら介護福祉士やホームヘルパーの資格を取得できる介護雇用プログラムの開始。

(医療分野)

- ・21年度予算において、以下の対策に取り組み

- ①病院内保育所の運営への支援
- ②退職した女性医師に対する復職のための研修を支援する事業や「女性医師バンク」への支援
- ③短時間正規雇用や交代勤務制を導入する病院に対する助成事業

○介護ビジョンの策定

- ・施設サービスや在宅サービス等の整備目標の設定
 - 24時間訪問サービスの導入
 - レスパイトケアの拡充 (デイサービスの延長や宿泊機能の導入)
 - 特別養護老人ホームなどの介護基盤整備

実績・見込み

22年2月：659万人 (原数値) 過去最高水準
前年差42万人増 (医療業18万人増、介護等23万人増)



- ・平成21～23年度の3年間に16万床を目標に整備(過去3年間(8万床)の2倍)

医療・介護関係施策の実績について②

項目	実績・見込み
<p>○介護療養病床の転換</p> <ul style="list-style-type: none">介護療養病床については、実態調査に着手（本年夏頃までに結果をとりまとめ）その結果を踏まえて。介護療養病床を老健施設等へ転換させる期限（平成24年3月31日）の猶予も含めて今後の方針を決定	<p>(参考)</p> <p>介護療養病床・・・ 89,692床 医療療養病床・・・261,583床 (平成21年12月時点)</p>
<p>○介護職員による痰の吸引・経管栄養等の医療的ケアの実施</p> <p>(法制度の整備)</p> <ul style="list-style-type: none">来年の通常国会に法案を提出し、介護職員によって、痰の吸引等が実施できるよう、法的措置を講じた上で、段階的に施行。	<ul style="list-style-type: none">昨年9月から、全国125の特別養護老人ホームにおいて、看護職員と介護職員が連携して、口腔内の痰の吸引、胃ろうによる経管栄養を試行的に行うモデル事業を実施。平成22年4月、通知を発出し、一定の条件の下、特別養護老人ホームにおいて、介護職員が口腔内の痰の吸引等を実施することを許容。『チーム医療の推進に関する検討会』報告書（抜粋） 「介護職員による一定の医行為（痰の吸引や経管栄養等）の具体的な実施方策について、別途早急に検討」

生保・障害者関係施策の実績について

項目	実績・見込み
<p>○障害者福祉の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者制度改革推進会議」（1月から開催）について、新たな福祉制度の検討のための「総合福祉部会」を厚労省講堂で開催予定（第1回：4月27日（火）13時～） ・低所得者の障害福祉サービス等の利用者負担を無料化(22年度～) 	<p>障害福祉サービス利用者：53万人 うち、無料化の対象：40万人 (生活保護の6万人は既に無料) ※人数は21年12月時点 ※無料化は22年4月～</p>
<p>○平成21年4月に廃止された生活保護の母子加算を復活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年12月に復活し、平成22年度も引き続き支給 	<p>平成22年度予算 183億円(国費) 母子加算(月額)＝23,260円(在宅・1級地・児童1人の場合)</p>
<p>○生活保護世帯の高卒予定者の免許取得費の支給(22年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労を支援し、自立を助長するため、卒業後の就職が内定し、仕事上自動車の運転免許証が必要な場合については、運転免許証取得費用を支給 	<p>(参考) 18歳以上の高等学校等に通っている被保護者数(推計)：約2,800人 ※平成20年</p>
<p>○高校生の授業料滞納に係る生活福祉資金の貸付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生が授業料滞納を理由に卒業できなくならないようにするため、特例的に、授業料について遡及して貸付けを実施 	<p>貸付決定件数 808件 貸付決定金額 約2億円 ※平成22年3月末時点</p>
<p>○自殺対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の背景に多く見られるうつ病等の精神疾患への地域保健医療体制の充実を図る等、対応を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年9月～本年3月までの自殺者数は、前年同期比5.0%減少 ※警察庁統計。昨年及び本年の自殺者数は暫定値 ・厚生労働省内に「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」を設置し、より実効性のある自殺対策を検討中

年金関係施策の実績について①

項目	実績・見込み
<p>○第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階で年金記録を回復するための基準の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1弾：3つの新たな回復基準を追加（21年12月） ・第2弾：更なる回復基準の追加を予定（22年4月） 	<p>左記も含めた、これまでの取組による政権交代後の記録回復累計：延べ20万人</p> <p>※21年10月第1週～22年3月第2週（平均余命を考慮した回復額総額：約1,900億円相当）</p>
<p>○無年金者を減らす取組 （※国民年金保険料のさかのぼり納付期間の延長については後述）</p>	<p>オンライン記録上25年の受給資格期間を満たさない63歳以上の方（約50万人）に対し、平成21年12月に「年金加入期間確認のためのお知らせ」を送付</p>
<p>○国民年金保険料のさかのぼり納付期間の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2年」→「10年」（今国会に法案提出） 	<p>65才未満の被保険者等のうち、さかのぼり納付をすれば、年金額を増やせる人： 最大 1,600万人</p> <p>無年金とならずにすむ人： 最大 40万人</p> <p>※サンプル調査に基づく粗い推計。 ※さかのぼり納付期間の延長は、23年10月1日までの政令で定める日より施行予定。</p>

年金関係施策の実績について②

項目	実績・見込み
<p>○年金遅延特別加算金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金記録の訂正がなされ、本来の支給日より大幅に遅れて支払われた場合、物価上昇相当分を支給 (実施のための法律が衆厚労委員長提案により4月21日に成立。5月より支払い。) 	<p>遅延加算金を受け取れる人の見込み：<u>330万人</u>(平成22年度)</p>
<p>○障害年金の加算対象の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害年金を受け始めた後に子や配偶者を有した場合にも加算 ※加算額 約1.9万円(月額) (衆厚労委員長提案により4月21日に成立。23年度より施行。) 	<p>障害年金の加算が新たに支給される人の見込み：<u>約7万人</u></p>
<p>○新年金制度創設に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 民主党のマニフェストにおいて、年金制度を例外なく一元化し、「所得比例年金」と「最低保障年金」を創設することを骨格とする法律を、平成25年に成立させることとしている。 	<p>平成22年3月8日に、総理を議長とし、関係閣僚から構成される「新年金制度に関する検討会」が発足。5月中を目途に新年金制度の基本原則をとりまとめる予定。</p>
<p>○国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せ</p>	<p>○国民年金特殊台帳等として保管している記録 3,096万件 うち突合せ完了 <u>3,069万件(99.1%)</u> (平成22年2月末現在)</p> <p>※ 3,069万件のうち、 年金額が増額となる受給者 : 8.1万件 うちお知らせ送付済のもの : <u>6.4万件</u> うち再裁定の進達まで至っているもの : 4.2万件</p>

雇用関係施策の実績について①

項目	実績・見込み
<p>○雇用対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離職者訓練（委託訓練）、基金訓練の実施 ・ 雇用調整助成金による雇用維持支援 <p><今後の対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用調整助成金の要件緩和による対象者見込 ： <u>約80万人(22年度平均)</u> ・ 新卒者体験雇用事業：22年度対象見込み： <u>5,100人</u> ・ 離職者訓練：22年度計画数 <u>22万人(※)</u> ・ 基金訓練：22年度計画数 <u>15万人(※)</u> ・ 重点分野雇用創造事業：22年度計画数 <u>約6万人(※)</u> <p>(※21年度計画数(合計約32万人)から<u>10万人増</u>(合計約43万人))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ハローワークを通じて1日に就職する件数 ： <u>5,147人</u> (20年度) ○住居・生活支援アドバイザー：<u>263名配置</u> (ハローワークにおいて恒常的なワンストップサービスを実施) ○高卒・大卒就職ジョブサポーター ： <u>310名増員し、計928人体制に</u> ○離職者訓練受講者数：<u>160,836人</u> (22年2月末現在) 基金訓練受講申込者：<u>120,890人</u> (21年度末) ○雇用調整助成金の計画届受理状況 (22年2月) 事業所数 <u>79,736件</u> 対象者数 <u>1,608,149人</u> (21年3月～8月：<u>200万人超</u>)
<p>○非正規労働者に対する雇用保険の適用基準の緩和 (22年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「6か月以上雇用見込」→「31日以上雇用見込」(今国会に法案提出、成立) <p>○雇用保険の国庫負担の暫定措置廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21年度補正予算で3500億円の一般財源を追加投入。 	<p>新たに対象となる見込：<u>約255万人</u> (22年4月～)</p> <p>○22年度に検討し安定財源を確保した上で、23年度に暫定措置を廃止するものとされた。</p>
<p>○住宅手当の支給期間延長と収入要件の緩和(22年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の条件の下で支給期間(6ヶ月)を最長9ヶ月間に延長 ・ 収入要件の緩和等を通じて利用者の拡大 ・ 併せて、受給者の方の就労支援を促進。 (各自治体の住宅確保・就労支援員を約1,250名増配置 (1,250→2,500名(※予算の積算上))) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給決定件数：<u>19,741件</u> ※21年10月～22年3月末 ・ 利用者数の増見込み：<u>約1.3倍増</u> (支給要件の見直しによるもの) ・ 住宅手当の支給額：地域ごとの上限額 (東京都区市・単身者：月額53,700円を上限) ※収入に応じた調整あり

雇用関係施策の実績について②

項目	実績・見込み
<p>○失業者の国民健康保険料の軽減措置の創設(22年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒産・解雇等で職を失った失業者が在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるよう、前年の給与所得を30/100とみなして国民健康保険料(税)を軽減。 ※これにより保険料が軽減前に比べて概ね半分となる。 	<p>対象見込:約87万人※22年4月～ (失業者とその家族)</p>
<p>○労働者派遣法の抜本見直し(今国会に法案提出)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①2か月以下の雇用契約の労働者派遣(いわゆる「日雇派遣」)は、原則禁止 ②派遣元が派遣労働者の賃金等を決定するにあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮するよう配慮しなければならないものとする ③派遣先が違法派遣であることを知りながら、派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなすものとする ④製造業務への労働者派遣は、原則禁止 ⑤常時雇用以外の労働者派遣は、原則禁止 ⑥派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン率)などの情報公開を義務化 ⑦グループ企業内の派遣会社が一の事業年度中に当該グループ企業に派遣する割合を8割以下に規制。 <p>※ ④・⑤については、公布日から3年以内に施行。 なお、⑤の一部については2年を超えない範囲内において政令で定める日までの猶予措置。</p> <p>※ ④・⑤以外については、公布日から6か月以内に施行。</p>	

雇用関係施策の実績について③

項目	実績・見込み
<p>○求職者支援制度の創設に向けた検討(23年度創設)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 労働政策審議会において、緊急人材育成支援事業の実施状況の報告を行いつつ、恒久的な制度としての求職者支援制度のあり方について議論。	<ul style="list-style-type: none">○ 2月に1回目を開催し、これまで計2回開催。○ 今後労働政策審議会における議論を経て、23年通常国会に法案提出予定
<p>○最低賃金の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none">・ 経産省との検討チームを設置(H22. 1)・ 課題等の調査を実施(H22. 4～)	
<p>○有期労働契約の在り方の検討</p> <ul style="list-style-type: none">・ 学識経験者からなる研究会の中間とりまとめを公表(H. 22. 3)	
<p>○職場における受動喫煙の防止</p> <ul style="list-style-type: none">・ 専門家等による検討会を実施中・ H22. 5月までに検討会報告書をまとめ、労働政策審議会の議論につなげる。	
<p>○職場におけるメンタルヘルス対策</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」において、定期健康診断の際のメンタル不調者の把握とその後の対応等について検討中。・ 専門家による検討会を設置し、H22年夏頃までに検討会報告書をまとめ、労働政策審議会の議論につなげる	